

住民税特別徴収の手続きは スマホ・パソコンで



ユーザー登録・e L t a x 登録不要！
郵送も不要！



次の手続きができるようになりました！

【特別徴収関係 対象手続き】

- ・給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書
(住民税の給与天引き中止の届出)
- ・特別徴収切替届出(依頼)書(住民税の給与天引き開始の届出)
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

手続きはこちら／

さぬき市 特別徴収 オンライン



お問い合わせ先
〒769-2195
香川県さぬき市志度5384番地8
さぬき市役所 市民部税務課
TEL: 087-894-1118
FAX: 087-894-8448
<https://www.city.sanuki.kagawa.jp/>